

高等学校生徒等通学費物価高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰による高等学校生徒等を養育する者の負担を軽減するための支援として、予算の範囲内において、その通学に要する費用（以下「通学費」という。）の一部を補助することについて、佐賀市補助金等交付規則（平成17年佐賀市規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 高校生等 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のうち、次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学する者
 - イ 法第1条に規定する高等専門学校に在学し、第3学年の課程を修了するまでの者
 - ウ 法第124条に規定する専修学校の高等課程に在学する者（法第1条に規定する高等学校を卒業したものを除く。）
- (2) 高等学校等 高校生等が在学する学校をいう。
- (3) 通学定期券 自宅と高等学校等との間を継続的に往復するために公共交通を利用する高校生等に対して、昭和バス株式会社が販売する通学フリー定期券（携帯情報端末等で利用できるアプリケーションにおいて取り扱う定期券を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 通学費補助の対象となる者は、次の各号の要件を全て満たす者（以下「対象高校生等」という。）の保護者（法第16条に規定される者をいう。以下同じ。）とする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- (1) 通学定期券を利用する高校生等であること。
- (2) 本市に住所を有し、高等学校等に在学している者であること。
- (3) 本市からこの要綱に基づく通学費補助金以外の通学費の補助を受けていない者であること。

(補助対象)

第4条 補助対象となる通学定期券は、有効期間がこの要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間（以下「補助対象期間」という。）のものに限る。ただし、有効期間の始期又は終期が補助対象期間外であっても、有効期間の一部の期間が補助対象期間を含む通学定期券については、補助対象とする。

(補助額)

第5条 補助額は、別表1のとおりとする。

- 2 前条ただし書きの場合にあっては、通学定期券の有効期間のうち補助対象期間に存する日数（以下「対象日数」という。）に応じ、別表2に定める額を補助額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請

書（様式1号）を提出するものとする。

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、適当と認めたときは、補助金交付決定通知書（様式2号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第8条 申請者は、交付決定の内容に変更があるときは、補助金交付変更申請書（様式3号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、補助金交付変更通知書(様式第4号)により交付決定の内容を変更することができる。

（実績報告及び請求）

第9条 申請者は、補助金実績報告書兼請求書（様式5号）を提出するものとする。

（補助金の額を確定）

第10条 市長は、前条の提出を受けた場合において、内容を審査し交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金等確定通知書（規則様式第6号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（補助金の取消及び返還）

第11条 市長は、偽りその他不正な行為により補助を受けた者があるときは、その者から当該補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月2日から施行する。

別表1（第5条関係）

定期券の種類	補助額
1か月定期	3,000円
3か月定期	8,500円

別表2（第5条関係）

定期券の種類	補助額
1か月定期	別表1の1か月定期の項に定める額を30で除して得た数に対象日数を乗じて得た額
3か月定期	別表1の3か月定期の項に定める額を90で除して得た数に対象日数を乗じて得た額。ただし、その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。